

長久手市規則第 号

長久手市都市緑化基金の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長久手市都市緑化基金の設置及び管理に関する条例（平成5年長久手町条例第9号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(積立て)

第2条 条例第3条第2項の規定により、長久手市都市緑化基金（以下「基金」という。）に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額を積み立てる。

- (1) 毎年度一般会計歳出予算に不用額が生じた場合 一部
- (2) 一般会計予算に指定寄附金として歳入があった場合 全部

(処分する経費)

第3条 条例第7条の規定により、基金を処分することができる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第4条第1項に基づく、本市の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画に定める、重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区における、用地取得、施設の整備等に要する経費
- (2) 緑化推進に係る市民活動団体の活動に要する経費
- (3) 緑道の緑化、維持管理及び大規模修繕に要する経費
- (4) 民有地における緑化推進のための補助に要する経費

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。